# NICE 構造適判 WEB 申請システム ご利用マニュアル

正式受付を電子申請される方のみご利用下さい。 紙出力での正式受付はできません。





構造計算適合性判定センター

# 目次

1. 利用者登録の手順 1
2. NICE 構造適判 WEB 申請システムのログイン 3
3. 構造計算適合性判定申請(事前相談(事前審査))の手順 4
4. 事前相談(事前審査)審査状況の確認 10
5. ユーザー情報の設定 11
6. 社員管理の設定
7. パートナー管理 14
8. 申請物件の共有
9. 事前相談(事前審査)質疑事項 (質疑メール)
10.物件一覧からによる進捗確認 20
11. 回答案の送信
12. 回答案完了後 12-1. 回答案修正図面の UP
13. 本申請(正式受付)連絡13-1. 図面等修正無の場合.2513-2. 図面等修正有の場合.26
14. 本申請(正式受付)       27         14-1. 本申請(正式受付)受理       27         14-2. 判定手数料入金確認後       27         14-3. 副本ダウンロード       28
15. その他設定       15-1. TOP 画面の説明       29         15-2. パスワードの再設定       30         15-3 パスワードの変更       31

## ご注意ください。

本システムを利用して、電子申請手続きをできる方は 申請書第二面に記載されている事務所の方のみとなります。

## 1. 利用者登録の手順

### 新規の使用者登録

「NICE 構造適判 WEB 申請システム」を利用するために、初めてご利用される方は登録下さい。

当財団ホームページトップの事業案内より構造計算適合性判定→申請について→電子申請より、「ログインの方はこちらから」をクリックしてください。

初めてご利用される方は、利用者登録「新規登録」が必要です。

2回目以降の方は、登録したログイン ID (数値 6 桁) と、パスワード(申請者が自由に設定)を入力し、以降のページに進んで下さい。《(図 1-1) ログイン画面》

# 電子申請 構造計算適合性判定申請(事前審査~正式受付)をインターネットを利用し行うことができます。 正式受付もデペッで提出のため時間帯を問わず、申請でき、正式受付のための図書の出力も不要です。 但し、業務時間外に到着した場合は、次の業務実施日になります。 事前審査(Web)と電子申請の違い ■

「NICE 構造適判 WEB 申請システム」のログイン画面が表示されます。 利用者登録「新規登録」ボタンをクリックしてください。

(図1-1ログイン画面)



必要事項(\*は必須)を入力し、「登録内容の確認」ボタンをクリックしてください。 ※パスワードは、「NICE 構造適判 WEB 申請システム」起動時に必要となりますので 必ず控えておいてください。

#### 図 2-1



会社名は省略せず、正式名称を登録してください。 株式会社と(株) やスペースの有無の違いを含め、正式名称と略称等、異なる記述で登録されますと、 同一会社の担当者間でも「異なる会社」と認識され、情報が共有できません。

初めに登録される方が、まとめて社内の方の登録をお願いします P.12 参照下さい。

**パスワード: 英数混在で**8~16 文字の組み合わせ

パスワードは、「NICE 構造適判 WEB申請システム」起動時に必 要となりますので必ず控えておい てください。

パスワードをお忘れの時は、P.30 参照下さい。

お申込み内容の確認が表示されます。

表示されている内容をご確認頂き、「登録」ボタンをクリックしてください。

#### 図 2-2

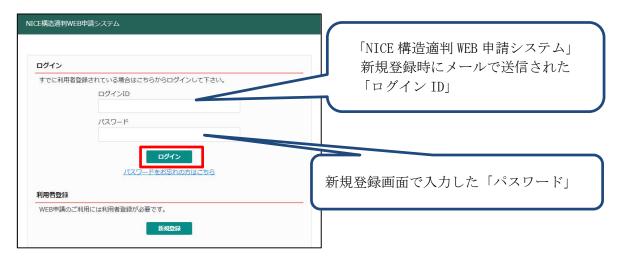


登録内容の確認後 2 営業日以内に登録されたメールアドレスにログイン I Dを通知します。

以上で利用者登録の作業は完了です

ホームページより電子申請「ログインの方はこちらから」でログイン後

「NICE 構造適判 WEB 申請システム」ログイン画面が表示されます。



「ログイン ID」と「パスワード」を入力し「ログイン」ボタンをクリックします。

ログイン後「NICE 構造適判 WEB 申請システム」 メニュー画面が開きます。



## 3. 構造計算適合性判定申請(事前相談(事前審査))の手順

初めに電子申請用 申請書関係を作成下さい。

今まで作成いただいていたファイルとは異なり、

【構造適判】Excel:電子申請用構造計算適合性判定申請書フォーマットより作成頂きます。 当センターホームページ内、構造計算適合性判定よりダウンロード下さい。

### 電子申請

構造計算適合性判定申請(事前審査〜正式受付)をインターネットを利用し行うことができます。 正式受付もデッタで提出のため時間帯を問わず、申請でき、正式受付のための図書の出力も不要です。 但し、業務時間外に到着した場合は、次の業務実施日になります。

事前審査(Web)と電子申請の違い ■

ログインの方はこちらから

利用者登録時には、必ず下記の利用規約・フロー図・NICE WEB申請マニュアルをご確認下さい。

- 1 利用規約
- 2 フロー図
- 3 NICE構造流判WEB申請システム ご利用マニュアル
- 4 【構造通判】Excel:電子申請用構造計算適合性判定申請書フォーマット

#### その他注意事項

- 申請はシステムで入力を行い、【構造通判】Excell でPDFを作成してください。
   その他の申請フォーマット等からPDF作成された申請書を別途添付された場合は、電子申請の受付ができません。
- 副本はシステムよりデータをダウンロードして作成してください。

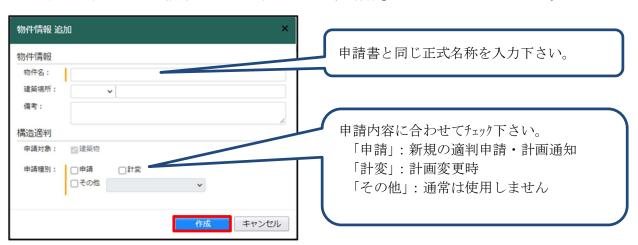
ホームページの電子申請:マニュアル 4【構造適判】Excel をご使用下さい。 こちらのエクセルで添付ファイル① 委任状・通知書送付依頼書、構造計算適合性判定申請書 1~3面 の作成が可能です。

建築計画概要書は作成できません。

電子申請の場合は必ずこちらで書類を作成頂き、作成されたエクセルもチャット欄よりUP下さい。 ファイル①、①の PDF を UP 頂くのみでは、事前受付はできませんのでご注意下さい。 申請書関係の作成完了後事前相談(事前審査)の手続きをお願い致します。 「NICE 構造適判 WEB 申請システム」にログイン後、「物件一覧」をクリックして物件一覧画面を表示し、新規データを作成する場合は「物件追加」をクリックします。



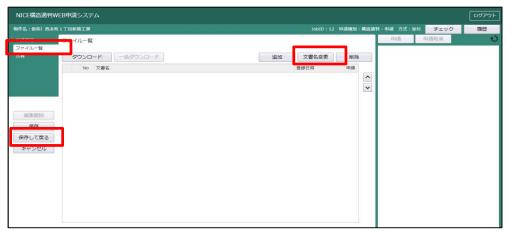
必要事項(オレンジの縦線がある項目)を入力し、「作成」をクリックしてください。





- ①「申請情報」が選択されていることを確認する。
- ②「編集開始」をクリック
- ③「申請日」はデータ入力した日で結構です。
- ④ 地名地番・建築主の情報を入力
- ⑤ 最後に「保存」をクリックして下さい。

# 必要書類のファイル名と UP 方法



## 申請が1棟の場合

委任状・建築計画概要書・通知書送付依頼書

#### (副本に添付不要な書類)

- ① 構造計算適合性判定申請書1~3面
- ② 意匠図一式

·付近見取図·配置図·床面積求積図·仕上表(内部、外部)·各階平面図

・立面図・断面図(各2面以上)・地盤面算定表 添付図面の順番は問いません

- ③ 構造図一式
- ④ OKBC 判定用チェックリスト
- ⑤ 構造計算書1
- ⑥ 構造計算書2 (一貫計算関係)
- ⑦ 地盤調査報告書
- ⑧ 確認機関からの質疑・回答(事前相談提出日にあれば一緒にご提出下さい)
- ⑨ 回答書一式(質疑回答案終了後に UP 下さい)

【構造適判】Excel 申請書(申請書作成用エクセルファイル)→チャット画面より添付でUP下さい。

事前相談 (事前審査) 必要書類

全て PDF

#### 申請が2棟以上の場合

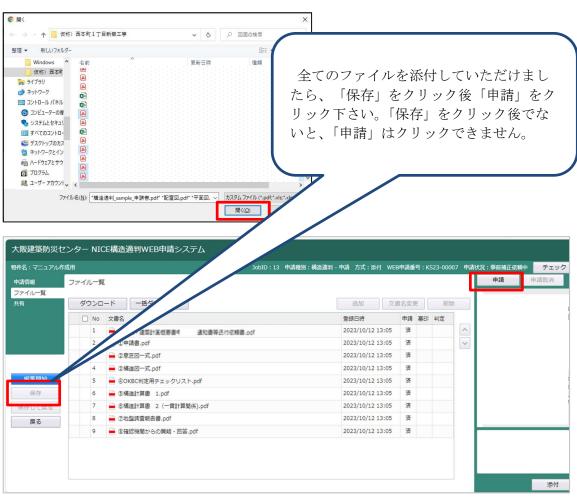
例:1棟目が申請書3面の番号 1-1(南棟) 2棟目が申請書3面の番号 1-2(北棟) の場合

- ① 委任状・建築計画概要書・通知書送付依頼書 (副本に添付不要な書類)
- ① 構造計算適合性判定申請書 1~3面
- ② 意匠図一式
  - ·付近見取図·配置図 · 床面積求積図 · 仕上表 (内部、外部) · 各階平面図
  - ・立面図、断面図(各2面以上)・地盤面算定表 添付図面の順番は問いません
- ③ 構造図一式
- ④ OKBC 判定用チェックリスト(1-1 南棟、1-2 北棟)
- ⑤ 構造計算書 1 1-1 南棟
- ⑤ 構造計算書 1 1-2 北棟
- ⑥ 構造計算書2 1-1 南棟(一貫計算関係)
- ⑥ 構造計算書2 1-2 北棟(一貫計算関係)
- ⑦ 地盤調査報告書
- ⑧ 確認機関からの質疑・回答(事前相談提出日にあれば一緒にご提出下さい)
- ⑨ 回答書一式(質疑回答案終了後に UP 下さい)

【構造適判】Excel 申請書(申請書作成用エクセルファイル)→チャット画面より添付でUP下さい。

エクスプローラーが開きます。

Excel 申請書から出力した申請書 PDF 及び添付したいファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックで添付してください。



事前相談 (事前審査) 必要書類

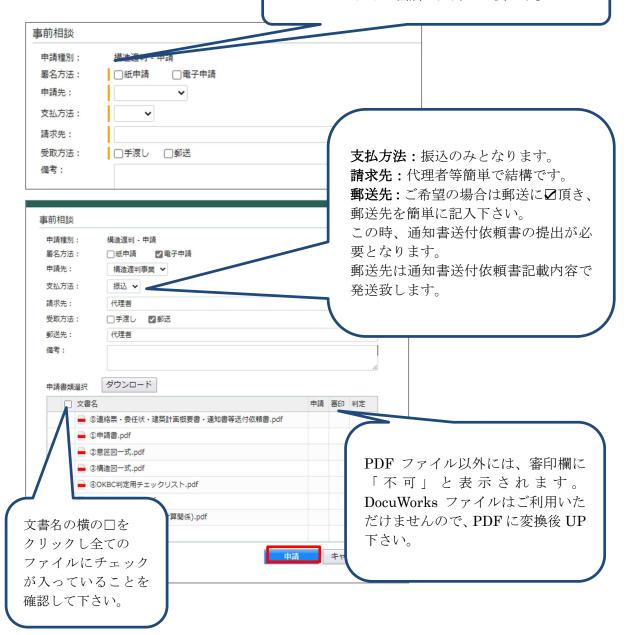
全て PDF

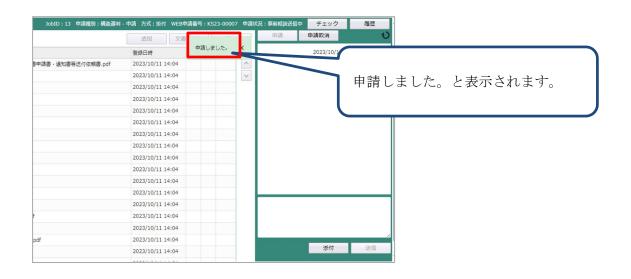
## 【送信可能なファイル】

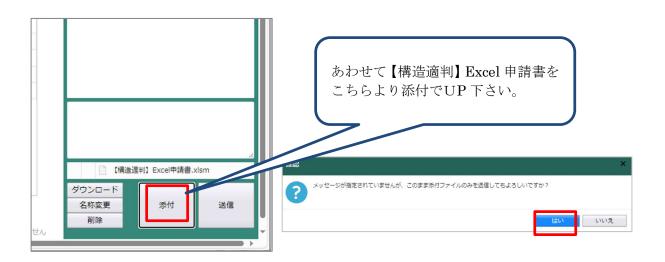
- ・PDFファイル (.pdf) や Excel ファイル (.xls.xlsx)、Word ファイル (.doc.docx)、 圧縮ファイル (.zip) 等が送信可能です。
- ・テキストファイル (.txt) は送信できません。Word データで送付してください。
- ・DocuWorks のままでは受付できませんので、PDF に変換して下さい。
- ・複数のファイルをドラッグ&ドロップで追加する際に、「追加できない」場合があります。 この時は1つずつ追加してください。
- ・送信ファイルの容量は、「1ファイルあたり 100Mb まで」に制限されています。

## 申請画面が表示されます。

オレンジのライン箇所は入力が必要です。



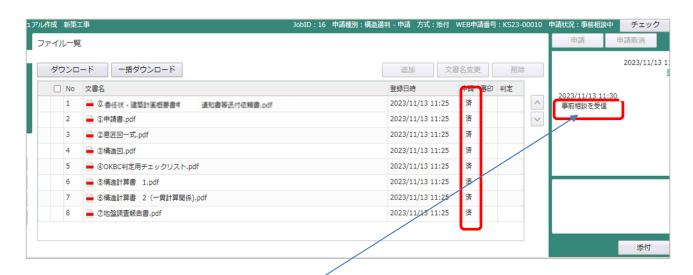




【構造適判】Excel 申請書のエクセルデータの提出が無いと、事前相談(事前審査)の受付はできませんので、ご注意下さい。

## 4. 事前相談(事前審査)審査状況の確認

「NICE 構造適判 WEB 申請システム」を利用した審査状況を確認することができます。



- ① 事前相談(事前審査)の書類が受理できましたら、当センターより、事前相談を受信した連絡がチャット画面に送信されます。
- ② 事前相談(事前審査)の受理時の書類には、申請欄に「済」が表示されます。
- ③ 事前相談(事前審査)確認後,チャット画面に質疑をUPします。

# 5. ユーザー情報の設定

当機関からのメール受信設定や、メール送信先追加登録等の設定を行います。
「NICE 構造適判 WEB 申請システム」にログインし、「ユーザー情報」をクリックしてください。

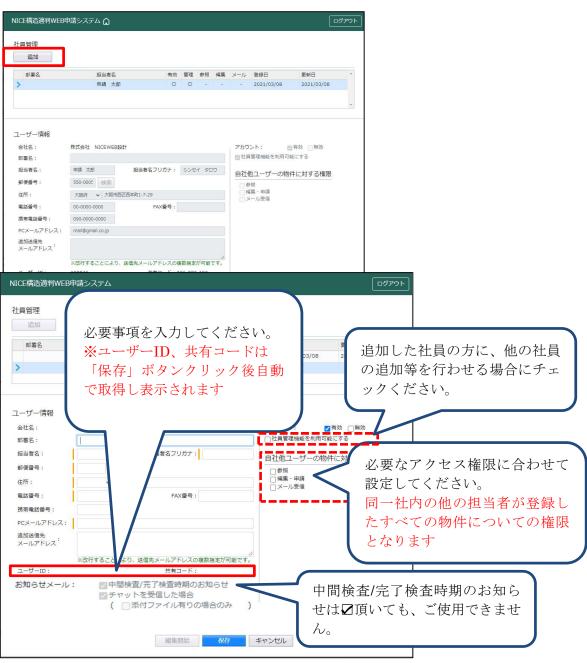




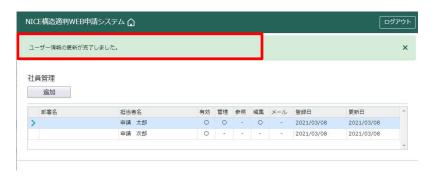
#### 6. 社員管理の設定

同一社内での他の担当者を、ユーザー登録することができます。 招待者は、被招待者のアクセス権限を指定することができます。





登録が完了すると画面上部にインフォメーションが表示されます。



新規登録済みの案内メールが、 当センターから新規登録者に届きます。 メールに記載している URL から、「NICE 構造適判 WEB 申請システム」にアクセスできます。これより 以降の設定は、新規登録者で行う必要があります。

#### 7. パートナー管理

パートナーを登録すると、<mark>社外の方</mark>を指定することにより、<mark>物件ごと</mark>で申請情報を共有することが可能になります。

例)申請太郎が申請した物件に、「株式会社大阪:大阪次郎」と、「株式会社京都:京都三郎」をパートナーとして登録し、物件を共有する。

まず、「株式会社大阪:大阪次郎」及び「株式会社京都:京都三郎」それぞれの方が「NICE 構造適判 WEB申請システム」の利用者登録「新規登録」を行っていただきます。

「株式会社大阪:大阪次郎」は「NICE 構造適判 WEB 申請システム」にログインします。

「株式会社大阪:大阪次郎」の「ユーザー情報」画面を開きます。

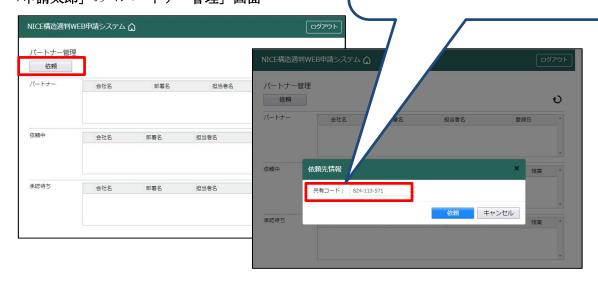




「共有コード」に記載されている番号 (ハイフンを含む)を、物件を申請した 「申請太郎」にお伝えください。

株式会社大阪:大阪次郎の「共有コード」 を入力(電話やメールで大阪次郎に聞い てください)当センターでは把握してい ません。

## 「申請太郎」の「パートナー管理」画面



## 「申請太郎」の画面



パートナー管理画面の「依頼中」タブに依頼を行った「株式会社大阪:大阪次郎」が承認待ちの 状態で表示されます。



「株式会社大阪:大阪次郎」にパートナー追加依頼のメールがシステムより自動送信されます。 「株式会社大阪:大阪次郎」は承認作業を行う場合は、「NICE 構造適判 WEB 申請システム」に ログインしてください。

パートナー管理画面を開くと、「承認待ち」タブに「株式会社 NICEWEB 設計:申請太郎」より 依頼が届いておりますので、下部の「承認」ボタンをクリックしてください。

## 「株式会社大阪:大阪次郎」の画面



# 「株式会社大阪:大阪次郎」の画面



「株式会社大阪:大阪次郎」のパートナー管理の画面に「株式会社 NICEWEB 設計:申請太郎」が 追加されます。



# 「申請太郎」の画面



「株式会社京都:京都三郎」の追加も同様の作業にて行うことができます。 ※パートナーの登録は、どちらの方から依頼をされても最終的には同様にパートナーと

なることができます。

## 8. 申請物件の共有

申請太郎は、「株式会社大阪:大阪次郎」及び「株式会社京都:京都三郎」と情報を共有したい 物件の申請種別欄の青いリンクをクリックしてください。

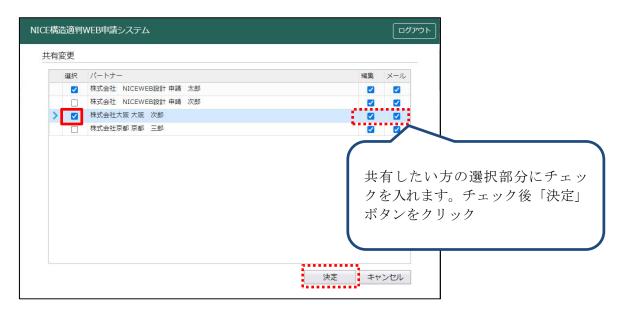
※共有の申請は必ず物件を作成(申請)した側から行います。

## 「株式会社 NICEWEB 設計:申請太郎」の画面



指定した物件の「共有」を選択し、「共有変更」ボタンをクリックします。





該当物件に選択された方が共有に追加されます。



以上で申請物件の共有設定は完了です。

「株式会社 NICEWEB 設計:申請太郎」が申請したデータを「株式会社大阪:大阪次郎」も物件の閲覧・補正等ができます。

物件一覧で物件名の左側に○が付いている物件は、ご自身が申請したデータを表しています。 「株式会社大阪:大阪次郎」の画面では○は付いていません。

## 「株式会社 NICEWEB 設計:申請太郎」の画面



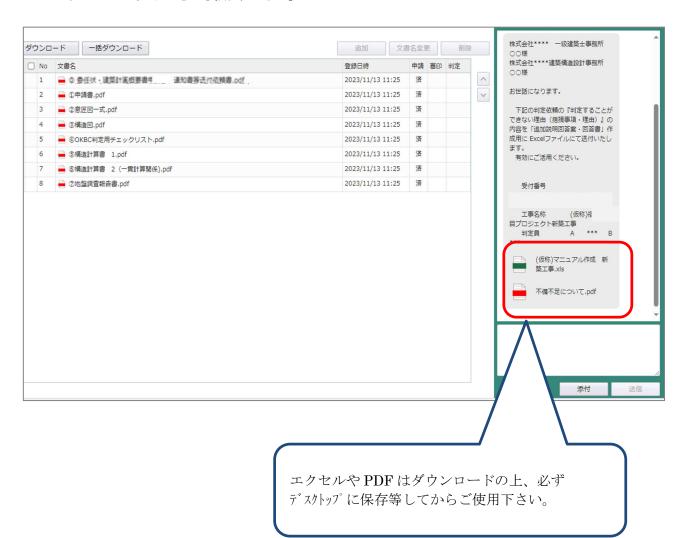
「株式会社大阪:大阪次郎」の画面



※一度パートナー登録すると、別物件でも「共有変更」ボタンで共有設定が可能です。

## 9.事前相談(事前審査)質疑事項(質疑メール)

事前相談(事前審査)図書を確認しましたら、当センターから、事前相談質疑事項(回答案の作成用 Excel ファイル)と申請書関係の不備不足についての PDF が UP されます。回答案はお送りしている Excel ファイルをご使用ください。







補正審査中は回答案のやり取り中の状態です。回答案をUP頂いても、最終図面UPまで補正審査中になります。

審査中は当センターが審査中で、申請者で編集ができない状態です。

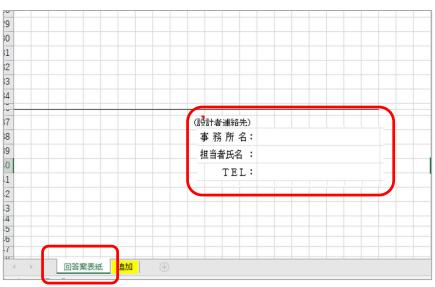
表示文字が赤字

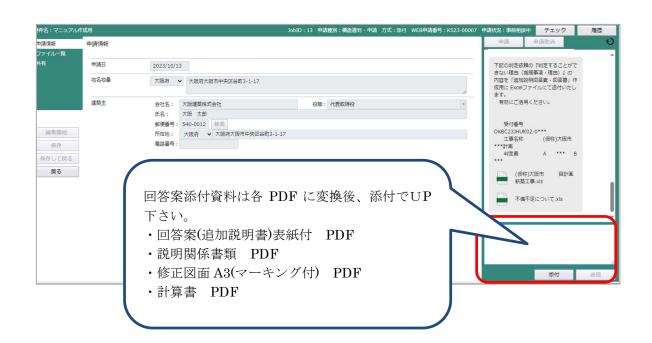
補正等で申請者が対応する必要がある状態です。編集が可能な状態です。

### 11.回答案の送信

「回答案(追加説明回答案)」Excel に回答を記載し PDF に変換後、必要な図面等をチャット欄の添付より UP 下さい。

回答案作成時には、判定員が確認後メッセージや電話を致しますので、必ず回答案表紙に事務所名・担当者・TELを記載下さい。





メッセージが指定されていませんが、このまま添付ファイルのみを送信してもよろしいですか?

いいえ

判定員より OK が出てから、訂正した図面を UP して下さい。 次ページ 12 回答案完了後 12-1 回答案修正図面の UP をご確認ください。

?

## 12-1 回答案修正図面の UP

判定員より「これで事前相談(事前審査)の内容確認は完了です。事前相談時に UP した図面を削除し、 訂正図面を含めた図面に差替えて下さい。」というメッセージがチャット画面より届きましたら、 訂正図面の UP をお願いします。



#### 訂正図面 UP 方法



## 修正図面 UP についてのお願い

必ず、事前相談(事前審査)時に判定員が確認しOKとなった図面をUP下さい。 判定員が確認した内容以外に修正がある場合。

図面関係→修正箇所にマーキングした図面(修正がある図面のみ)

計算書→付箋とマーキングでわかるように

多数ある場合は一覧表を添付いただく等、ご対応をお願い致します。

これらを、チャット画面の添付よりそれぞれ UP 下さい。確認機関からの指摘による変更や簡単な誤記・記入漏れ等も必ずご報告をお願い致します。



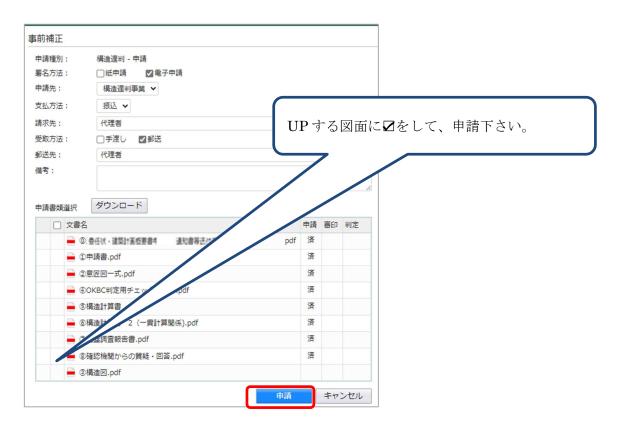
修正図面は、初めに UP した同じ図面名で UP して下さい。

OK がでた回答案は ⑨回答書 (回答案ではありません) としてUP 下さい。

⑨回答書には追加説明書・訂正内容説明書・修正図マーキング付を1つにま とめて下さい。

④OKBC 判定用チェックリスト項目4の2 か所にチェックが入っていない場合は、今ある④を削除後UP下さい。

その後、必ず保存を押し、申請をクリック下さい。



修正図面 UP の完了です。

## 12-2 不備不足等の修正・差替



質疑メール送信時に一緒に UP しています不備不足について(PDF)の修正をお願いします。

修正した申請書関係を添付より UP 下さい。

当センターで確認しOKであれば、こちらより補正依頼をお送りしますので、事前審査でUPした①委任状・建築計画概要書・通知書等送付依頼書のファイルを削除し再申請して下さい。

## これで事前相談(事前審査)は完了となります。

図面の修正が無く、UP 中の図面で本申請(正式受付)を行いたい時は、当センター事務担当まで、お電話でご依頼下さい。(ご連絡頂き手続きをしましたら、申請者側より本申請がクリックできるようになり、手続きをすすめることが可能になります。)

図面等差替えがある場合は、チャット画面より事前に修正箇所のマーキング図面を UP の上、判定員に確認してください。

本申請をクリック後は、差替え等は一切できません。

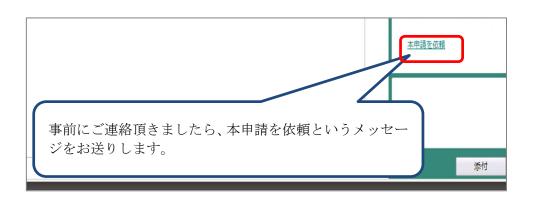
確認検査機関、消防同意等の審査が完了し、最終版で本申請下さい。

# 13-1 図面等修正無の場合

本申請(正式受付)をしたい時は、連絡をお願いします。

その後、こちらより「本申請を依頼」の通知を送ります。「本申請を依頼」が届けば、正式受付の手続きが可能となります。

必ず、消防同意等が完了し、本申請図書が最終版であることをご確認後、本申請を行って下さい。



副本の具体的な提出方法は、確認検査 機関等へ事前にお問い合わせください。



図面等差替えが無いため、当センターで正式受付を行いましたら、申請審査終了となり、 そのまま適合判定通知書発行手続きとなります。

このため、本申請クリック後は図面の訂正・追加等一切できませんので、ご注意下さい。

## 13-2. 図面等修正有の場合

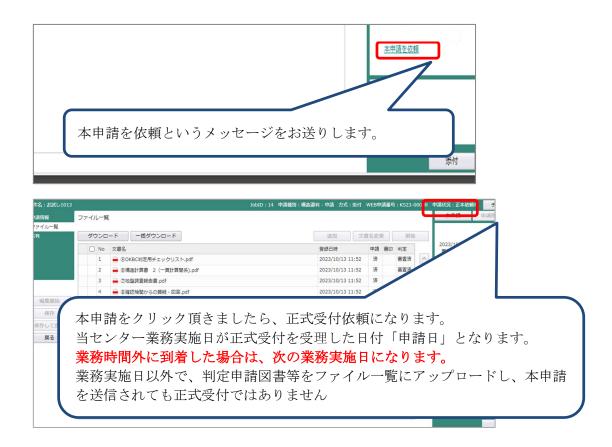
図面の差替え等を行ってから、本申請(正式受付)をしたい時は、回答案提出時と同じように チャット画面の添付より資料を UP 下さい。

① マニュアル P.20 【 11.回答案の送信 】と同じように行って下さい。

判定員より OK がでれば、

- ② マニュアル P.21 【 12-1.回答案修正図の UP 】と同じように行って下さい。 既にUPしている®回答書や図面等は削除後、UP下さい。 この時自主訂正等追加になった書類等を®回答書に入れて下さい。
- ③ UPした内容を判定員が確認しましたら、「本申請を依頼」のメッセージをUPします。
- ④ 「本申請」をクリック下さい。

必ず、 消防同意等が完了し、本申請図書が最終版であることをご確認後、 本申請を行って下さい。

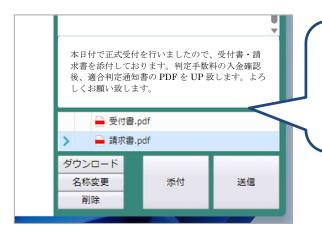


副本の具体的な提出方法は、確認検査機関等へ事前にお問い合わせください。

「本申請」後は「ファイル一覧」の編集(差し替え)ができません。 差替えができるのは、本申請時に判定員から「補正依頼」があった時のみです。 それ以外は受付・通知書発行がほぼ同時となり審査が終了しますので、ご注意下さい。

## 14-1. 本申請(正式受付)受理

当センターが正式受付を受理しましたら、チャット画面に受付書・請求書を UP 致します。



本申請(正式受付)受理しましたら、受付書・請求書PDFをUPいたします。 受付書・請求書の原本は適合判定通知書と一緒にお渡し致します。

# 14-2. 判定手数料入金確認後

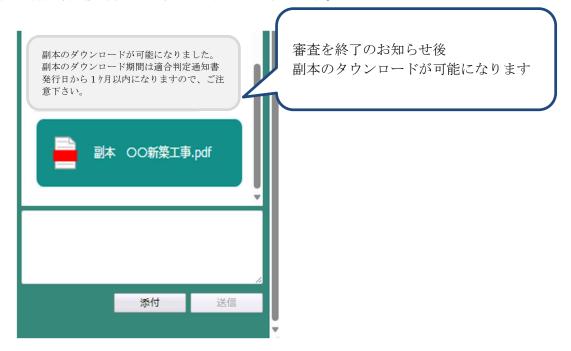
判定手数料の入金確認ができましたら、チャット画面に「適合判定通知書」の PDF を UP致します。

その後、窓口で適合判定通知書原本を受取の方は当センターまでお越しください。 郵送ご希望の方は、翌日以降に郵便局より発送致します。



## 14-3.副本ダウンロード

判定申請図書(副本)はチャット画面に UP 致します。



※ファイル①は副本添付不要書類になります。

副本は、適合判定通知書の発行日から1ヶ月以内にチャット画面から ダウンロード してください。

※ NICE 構造適判 WEB 申請システムをご利用にあたり、UP いただいた物件の申請情報の全て (図面等のデータ含む)はある一定の期間後に削除となります。必要な書類等は予めダウンロード等 を行って下さい。

## 15-1.TOP 画面の説明



## ① **物件一覧** ⇒【P. 20】へ

担当する物件の情報を入力、補正する時に使います。 複数の進行中の物件や、審査が終了した過去の物件の情報を見ることができます。

# ② パートナー管理 ⇒【P. 14】へ

審査の状況や審査図書の補正状況等、審査情報を共有する方を指定できます。 案件毎に指定し、パートナーに指定された方は誰でも新たなパートナーを追加できます。

- ③ ユーザー情報 ⇒【P. 11】 へ ユーザー情報の補正を行うことができます。
- ④ 社員管理 ⇒【P. 12】へ

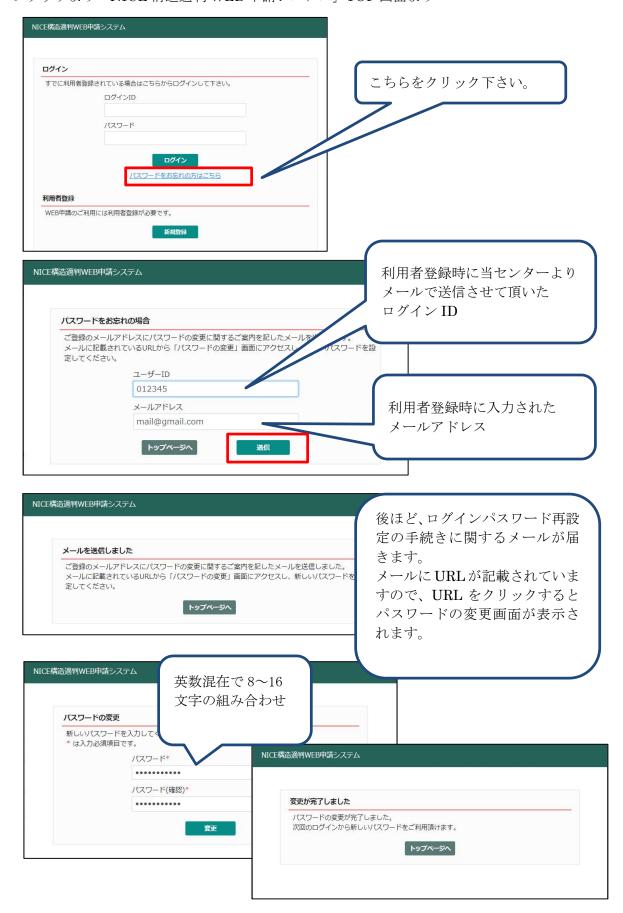
同一社内の他の担当者を、ユーザー登録することができます。 招待者は、被招待者のアクセス権限を指定することができます。

## ⑤ 会社情報

所属会社の情報を補正することができます。ここでの会社情報の補正は、同一社内の他の 担当者情報にも影響します。

### 15-2.パスワードの再設定

パスワードをお忘れの場合は、パスワードの再設定が必要となります。 ブラウザより「NICE 構造適判 WEB 申請システム」TOP 画面より



### 15-3.パスワードの変更





